

## 「今後の森林環境税のあり方について（案）」へのご意見に対する考え方

「今後の森林環境税のあり方について（案）」について、令和4年11月17日（木）から令和4年12月16日（金）まで県民の皆様からのご意見を募集しましたところ、3名の方から5件のご意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見とそれに対する考え方について、下記のとおり取りまとめましたので公表します。

ご意見をお寄せいただきました皆様に厚くお礼申し上げます。

番号	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方
1	<p>使途について、「県が広域的に実施する森林環境保全のための事業」の「森林環境保全のための」は限定的すぎると考えます。</p> <p>国の森林環境譲与税ができたことにより、重複しないように守備範囲を狭くして、その分、広域的な事業に手厚く配分するという提案と受け止めますが、地球温暖化がこれほど大きな世界的課題になり、県としても「脱炭素社会推進」を強力に推し進めていこうとしている現状を考えたとき、それが県行政全体として最適な判断でしょうか。</p> <p>これまでは「森林の環境税」であったものを、譲与税創設を契機に、今後は「森林等の環境税」又は「森林と環境の税」という意味合いに若干修正し、譲与税に役割を譲った分だけ、他に目的を少し広げて、森林以外の脱炭素社会推進のための事業にも充てられるようにすることが、貴重な税収の使い方として、より良いのではないかと</p>	<p>森林環境税は、森林の公益的機能の低下を予防し、県民の理解と協力のもと、森林環境の保全に取り組むことを目的として創設した税です。</p> <p>今回、森林環境譲与税（国税）とのすみ分けを考える際に、森林以外の脱炭素社会推進のための事業を含めて環境保全へのシフトを検討しましたが、その場合は、範囲が広くなり制度の目的や税収額など、新たな税として一から検討し、県民にご理解をいただくことが必要となってきます。</p> <p>このため、現状では、税の目的や税収額を維持する中で、必要なすみ分け等の整理を行ったものです。</p> <p>なお、脱炭素社会推進については、令和4年3月に策定したアクションプランに基づき、国の交付金をはじめ様々な予算を活用して取組を進めてまいります。その中で、森林環境税についても、森林環境学習やボランティアによる森づくり、木材利用の促進などの取組の拡充に活用していく予定です。</p>

	<p>と考えます。また、その方が脱炭素社会（カーボンニュートラル）に対する県民意識向上にもつながると考えます。</p> <p>時代の変化に応じて、制度も進化させたいものです。</p> <p>（17 頁関連）</p>	
2	<p>大人・子どもの木育</p> <p>森林整備～樹木へ</p> <p>木が育つ過程とその後手入れが必要とされる古木の過程を知ってもらい古木でも管理すれば芽吹き大地を守り森も守っている事と、その森に必要とされる植物があり意味がある事を伝える事が必要と考えます。</p> <p>また、木登りができるように管理された木にしがみつ木肌を感じ・匂いや枝の強さを五感でふれあう事で身近に木がある事を学んでもらえるようにできればと思います。</p> <p>古木が枯れ、古木のセカンドステージとして地域の古木として板材や机等を作製販売できればなおすばらしいと考えます。</p> <p>大人・子どもの木育</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校・神社・公園の古木の管理</li> </ul> <p>高知県から森林や木の持つ素晴らしさを発信できる事業として大人・子どもの木育を行う。</p> <p>学校近くの神社や公園を選定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校・神社・公園の古木が多くなっている。</li> <li>・その古木の剪定を行い保存してい</li> </ul>	<p>森林環境税を活用した木育の取組は、引き続き、森林環境学習の一環として進めていく予定です。</p> <p>古木に限らず樹木を育成・活用するための剪定などの管理を地域のボランティア等が実施する場合には、森林環境税を活用した「こうち山の日推進事業費補助金」で支援できる場合があります。また、古木により製作した木製品の販売について、一定の利益が見込まれる場合には、森林環境税による支援の必要性そのものを検討することになります。</p> <p>いずれも具体的な事業内容を見て判断することになりますので、林業環境政策課までお問い合わせをいただければと思います。</p>

	<p>く事。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・剪定を行いながら大人も子供も木登りができる木に育てる。</li> <li>・古木が枯れるとセカンドステージとして地域の古木として板材や机等を作製販売する。</li> </ul> <p>(17 頁、19 頁関連)</p>	
3	<p>森の仕事を身近に 森林整備～環境整備（森づくり）へ</p> <p>森林保全ボランティアの育成を行い刈払機・チェーンソーの資格を取得後、持山や委託山で環境整備を行いたいとその前に伐木や草刈りの練習が必要だが場所と講師がないという問題がある。</p> <p>環境整備の必要性を学びながら整備に必要な技術も取得する。</p> <p>(19 頁関連)</p>	<p>伐木や草刈りの練習については、既存の森林保全ボランティア団体等の活動や地域の草刈などに参加する中で、熟練者等から習うなどして経験を積むことができると考えます。</p> <p>県内の森林保全ボランティア団体では、「こうち山の日ボランティアネットワーク（事務局：公益社団法人 高知県森と緑の会）」を組織しており、県では森林環境税を活用してその活動を支援しています。同ネットワークでは、ボランティア団体が募集する活動等を紹介していますので、ご相談いただければと思います。</p> <p>また、県民を募集して行う森づくり活動等を自ら企画される場合には、森林環境税を活用した「こうち山の日推進事業費補助金」で支援できる場合がありますので、林業環境政策課までお問い合わせをいただければと思います（指導者謝金についても、支援可能）。</p>
4	<p>森の整備・森の仕事の発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森の新規担い手候補生(林大生等)が考え実際に森の整備を行う。</li> <li>・森の仕事の必要性と伝え方を考え取り組み活動を発信していく。</li> <li>・イベントへの参加で発信していく。</li> </ul>	<p>森林環境税（県税）の延長を検討する中で、森林環境譲与税（国税）との用途のすみ分けを整理し、林業大学校等において林業への就業前に行う研修など、林業のプロを育成する取組については、譲与税を充当することとしました。</p> <p>このため、ご提案をいただいた担い手候補</p>

	<p>(19 頁関連)</p>	<p>生による森林整備は、譲与税を活用して実施することが可能と考えます。</p> <p>一方、一般の方への森林整備や林業の必要性等の情報発信については、これまで森林環境税を活用したイベント（森林環境学習フェア）や森林環境情報誌「もりりん」の発行、森林環境学習等への支援の中で取り組んできました。</p> <p>次期の森林環境税では、こうした取組を一層強化していくことを予定しており、その中でSNSや新聞広告の活用など伝える方法も検討していきます。</p>
<p>5</p>	<p>令和5年度以降の森林環境税のあり方を拝見しました。</p> <p>こうちの森で人づくり事業の分野では、林業でいうところの川上から川下までの企業・事業体にゲスト講師として来ていただき、子どもたちの森に関連する仕事への理解を促し深めていくことについては、高知大学や県内高校などで実施していることが活かせるのではないかと思います。</p> <p>一度、大学生や高校生に対して、県内の企業などでの仕事をどう学ぶ機会をつくって、どう交流の場をつくって県内就職への意識を高めてきたのか、林業環境政策課のみなさんにも聞いていただければと思うのですが、いかがでしょうか。</p> <p>(17 頁関連)</p>	<p>大学や高校などと連携して「こうちの森で人づくり事業」を進めることは、担い手の育成・確保において、より高い効果が期待できるものと考えます。</p> <p>このため、引き続き、林業環境政策課において、ご意見やご提案をお伺いさせていただきたいと存じます。</p> <p>なお、高校生や大学生の方々と、森林・林業に携わる方との交流の場としては、県が林業の担い手を確保するために実施している「こうちフォレストスクール」があります。また、森林・林業に携わる方と学生の方々の意見交換の場を設けることも可能ですので、そうした場への参加等もご検討いただければと思います。</p>